

『介護の認定を受ける』 とはどういうこと？

「病院で、介護の認定を受けるようになって言われたけど、どういう意味？」「介護の認定を受けるには、どうしたらいいの？」

今回は、これらの疑問についてご説明します。

こんにちは 保健師です



奥村保健師です

「介護の認定を受ける」とは、介護保険サービスを利用するために要介護認定を受けることをいいます。以下、要介護認定の手続の流れについてご説明します。

① 要介護認定等の申請

介護保険サービスを利用するには、要介護認定を受けなければなりません。

申請窓口は、役場福祉子育て支援課介護担当です。申請は、本人または家族でも可能です。

介護保険サービスを利用できる方は次に示すとおりです。

65歳以上の方は：

病気やけがなど介護が必要になった原因に関わらず、要介護認定を受ければ介護サービスの対象となります。

40～64歳の方は：

老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護が必要と認定された方が対象です。

② 訪問調査

調査員（地域包括支援センター保健師等）が自宅を訪問し、全国共通の調査票をもとに本人や家族から聞き取り調査を行います。

③ 主治医の意見書

申請時に主治医をお聞きし、担当から医師に意見書を依頼します。

④ 認定審査会の判定

訪問調査の結果と、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会（富良野市等との共同設置）が総合的に審査・判定します。

⑤ 認定結果の通知

介護認定された場合は「認定通知書」を、自立の場合は「非該当通知書」を役場から送付します。認定申請の日か

ら約1ヶ月位がめどです。

⑥ 要介護1～5と認定された方

「とまろる」（小規模多機能型居宅介護施設）を利用する場合とまろるの利用申し込み後、ケアマネジャーと一緒にサービス利用の計画を立てます。

「施設サービス」を利用する場合

希望する施設を選び、直接契約します。

⑦ 要支援1・2と認定された方

地域包括支援センター（福祉子育て支援課）にサービス計画の作成を依頼し、保健師と一緒にサービス利用の計画を立てます。その後、サービス提供事業者と契約し、利用を開始します。

介護保険で利用できる主なサービス

とまろる
通いを中心に、訪問、宿泊のサービスを組み合わせる

要な支援を行います。

訪問看護

看護師が訪問し、病状の観察や療養上のお世話をを行います。

訪問リハビリテーション

リハビリ専門職が訪問し、機能訓練や環境整備のアドバイスなどを行います。

福祉用具のレンタル

車イス、歩行器などを借りることが出来ます。

福祉用具の購入

ポータブルトイレや入浴イスなどを購入することが出来ます。

住宅改修費の支給

手すりの取付や段差解消などの改修が出来ます。

サービス利用には1割～3割の利用者負担がありますのでご注意ください。

要介護認定等についての疑問やご相談は、福祉子育て支援課介護担当にご連絡ください。

問 福祉子育て支援課

介護担当

TEL 56-2125



無火災、無災害の村をめざして

平成31年1月5日(土)、占冠支署にて占冠消防出初式が挙行され、職団員42名、来賓41名、総勢83名が参加しました。晴天の寒空のもと、田中村長、中島消防長を始めとした多くの来賓の方々から観閲を受け、職団員は災害被害の無い穏やかな一年をめざして決意を新たにしました。

式典においては、6名の団員に永年に亘り地域防災に貢献してきた功績に対する表彰状の授与並びに感謝状が贈呈されました。また、来賓の皆様からご祝辞をいただきました。

式典終了後、職団員で占冠神社へ参詣し、今年一年の無火災、無災害を祈願して出初式は終了しました。

平成31年も職団員一同、「無火災、無災害の村・占冠」をめざしてまいりますので、よろしくをお願いします。



救急出場状況(1月分)

交通事故	3件(1人)
一般負傷	17件(15人)
急病	16件(15人)
その他	1件(0人)

1月計	37件(31人)
累計	37件(31人)
※()内は搬送人員	

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

地域とともに

コミュニティ・スクール情報⑫ ～占冠中学校～

今年度から、占冠中央小学校と占冠中学校は小中一貫校へ移行しました。それに伴い、学校運営協議会も一本化しました。今回は第2回の学校運営協議会で新年度の方針を示し、ご意見をいただきましたのでその一部をお知らせします(実際の会話とは異なっています)。

【委員】小中一貫校になって何が変わったのか、よくわかりません。

【学校】小中学校が連携し、子どもたちに義務教育9年間を見通した一貫性のある教育を行うことをめざしています。今年度は小中の先生が互いの子どもに関わり、見通しをもって指導するための体制づくりを進めてきました。その一つとして、一部の先生を兼務発令し両校で子どもの指導ができるようにしました。現在、取組の具体化に向けて無理のない方法を検討中です。

【委員】小中一貫校としてPTA行事も一緒にすると、両方の先生とも知り合えますね。

【学校】歓迎会や送別会を合同で開催することで、両校の先生や保護者の交流も深まります。

【委員】先ほどの説明の中で、子どもの「主体性を伸ばすこと」が年度の重点とありました。子どもにどう関われば、主体性を伸ばすことができるのでしょうか。

【学校】1年前、先生方から生徒にやらせてみる前に指示してしまい、考える機会を奪っているのではないかという反省が出されました。そこで今年度は、目標を示し、生徒自身で考えて行動させるよう指導しています。その結果、特に行事などで生徒に主体性が育ってきていると感じています。

【助言】主体性を育む最初の機会は幼児期です。地域の大人がみんなで同じ方向を向いて子どもに関わることで、その効果はより大きくなります。



☎ 占冠村教育委員会 TEL 56-2182